

2019年10月1日、 消費税・地方消費税の税率は10%へ。

政府広報

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

ポイント1 税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を、次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。

ポイント2 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引上げ分は、消費税・地方消費税とともに、例えば、①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などに使われます。

ポイント3 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。

このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したもので、地方消費税は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索



八重山警察署からのお知らせ

9月11日は『警察安全相談の日』です。

「警察の相談ダイヤル #9110」

警察では、各種の相談窓口を設け、被害者や困りごとを抱えている方からのさまざまな相談に応じています。

困っていること、不安なことなど、お気軽にご相談下さい。

来署による相談の他、電話による相談にも応じています。

<各種相談窓口>

○ 沖縄県警察本部 警察安全相談室(相談全般)

#9110 又は

098-863-9110

○ ヤングテレホンコーナー(少年問題等)

0120-276-556

098-862-0111

○ 性犯罪被害者専用相談電話

#8103 又は

098-868-0110

○ 暴力団情報110番

098-862-0007

性犯罪やD.V、虐待(ぎゃくたい)、いじめを対象としたメールでの相談窓口『メール相談SOS』も設置しています。

スマートフォン等で「沖縄県警察」を検索して下さい。

○ 悪質商法110番

098-861-9110

水道料金、下水道使用料の改定について

令和元年10月1日に消費税が10%に引き上げられることに伴い、同日以降使用分の水道料金及び下水道使用料が次の通り改定されます。

令和元年9月30日以前から継続して水道を使用している場合は、経過措置として令和元年10月時の1回目の検針分(9月使用分)に限り、従来の8%が加算された水道料金等となります。

令和元年10月使用分から消費税10%が加算された水道料金等となります。

(例)毎月10日検針の場合 ※1

9月使用分

消費税 8%

10月使用分

消費税 10%

9/10 検針

10/1

10/10 検針

※1 継続利用の場合、毎月1日～10日の間に前月分の検針が行われます。

令和元年10月1日以降新規契約の場合は、契約した日から消費税10%が加算されます。

お問い合わせ

水道料金について⇒水道部

☎: 0980-83-4043

下水道使用料等について⇒下水道課

☎: 0980-82-1537